



大崎市と学校法人誠真学園宮城誠真短期大学との包括連携協定



大崎市（以下「甲」という。）と学校法人誠真学園 宮城誠真短期大学（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、地域社会の活性化と市民サービスの向上を推進するため、次のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、地域文化の発展、次世代の人材育成、まちづくりの振興などに取り組むことによって、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）保育・幼児教育の分野で活躍する人材の育成に関すること
- （2）市民が主役、協働のまちづくりに関すること
- （3）安全・安心で交流が盛んなまちづくりに関すること
- （4）地域の個性を生かし、豊かな心をはぐくむまちづくりに関すること
- （5）地域で支え合い、健康で元気なまちづくりに関すること
- （6）その他、地域の活性化や市民サービスの向上に関すること

2 甲と乙は、前項各号に定める連携事項を効果的に促進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙協議の上、個別に別途取り決めるものとする。

（協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。なお、有効期間満了の1カ月前までに、甲又は乙の書面による解約の申し出がなければ、同一内容で1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1カ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、その変更を行うこととする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示、漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（疑義の決定）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項につき疑義が生じたときは、甲乙誠意を持って協議し、これを取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を所持する。

令和7年3月17日

甲 大崎市長

伊藤 康志



乙 学校法人誠真学園 宮城誠真短期大学

理事長・学長

山口 義康

